

法人税の申告書 令和 年 月 日 東京都 都税事務所長 支庁長 受付印 706 事務所 区 管理番号 申告区分 706 申告年月日 平成 年 月 日 修正・更正・決定・再更正による。

摘要	課税標準	税率	税額	備考
所得金額総額				法人税法の規定によって計算した法人税額
年400万円以下の金額				試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額
年400万円を超え年800万円以下の金額				還付法人税額等の控除額
年800万円を超える金額				退職年金等積立金に係る法人税額
計				課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額
軽減税率不適用法人の金額				2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額
付加価値額総額				法人税割額
付加価値額				(5)又は(6)×100
資本金等の額総額				都民税の特定寄附金税額控除額
資本金等の額				外国の法人税等の額の控除額
収入金額総額				仮装経理に基づく法人税割額の控除額
収入金額				利子割額の控除額
合計事業税額				(控除した金額)
既納付の確定した当期分の法人税割額				⑦-⑧-⑨-⑩-⑪
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額				⑫
既還付請求利子割額が過大である場合の納付額				⑬
この申告により納付すべき法人税割額				⑭-⑮-⑯+⑰
均等割額				算定期間において事務所等を有していた月数
既納付の確定した当期分の均等割額				円×17/12
この申告により納付すべき均等割額				⑲-⑳
この申告により納付すべき都民税額				㉑+㉒
この申告により納付すべき差引				㉓-㉔
特別区分の課税標準額				東京都の場合
同上に対する税額				24×100
市町村分の課税標準額				000
同上に対する税額				26×100
利子割額(控除されるべき額)				28
控除した金額				29
控除することができなかった金額				30
既に還付を請求した利子割額				31
既還付請求利子割額が過大である場合の納付額				32
利子割還付額の均等割への充当				希望する 希望しない
中間納付額				76
利子割額				77
還付を受けようとする金融機関名				
金融機関及び支払方法				
預金種目				
口座番号				
法人税の期末現在の資本金等の額又は連結個別資本金等の額				
法人税の当期の確定税額又は連結法人税個別帰属支払額				